

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

○文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

平成二十九年三月三十一日

規則第二十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、文京区精神障害者福祉手当条例(平成二十九年三月文京区条例第十号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(所得の額)

第二条 条例第三条第二項第一号に規定する規則で定める額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
○人	三、六〇四、〇〇〇円
一人以上	三、六〇四、〇〇〇円に扶養親族等一人につき三八〇、〇〇〇円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき一〇〇、〇〇〇円、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下この表において同じ。)であるときは、当該特定扶養親族又は控除対象扶養親族一人につき二五〇、〇〇〇円)を加算した額

(所得の範囲)

第三条 条例第三条第二項第一号に規定する所得は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によって課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。以下同じ。)についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第四条 条例第三条第二項第一号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第七項（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第九項（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第三条第二項第一号ただし書に該当する場合にあっては、その合計額から八万円を控除した額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

一 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第一号、第二号、第四号若しくは第十号の二に規定する控除を受けた者又は同項第三号に規定する控除を受けた二十歳以上の障害者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

二 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第六号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例第二条に規定する者の所得の場合にあっては、その者を除く。）一人につき、二十七万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、四十万円）

三 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する控除を受けた者については、二十七万円（当該寡婦が同法第三百十四条の二第三項に規定する寡婦である場合は、三十五万円）

四 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第三百十四条の二第一項第九号に規定する控除を受けた者については、二十七万円

（施設）

第五条 条例第三条第二項第四号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設をいう。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第一号に規定する救護施設

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する障害児入所施

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

設

四 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

五 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

六 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて区長が定めるもの

(受給資格の認定申請)

第六条 条例第五条第一項の規定による受給資格の認定の申請(以下「申請」という。)は、精神障害者福祉手当認定申請書(別記様式第一号)に当該申請者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

一 住民票の写し

二 前年の所得(一月から七月までの月分の手当に係る申請については、前々年の所得)の状況を証する書類の写し

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第四十五条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳の写し

(認定及び却下の通知)

第七条 区長は、申請があつた場合は、条例第三条に規定する受給資格に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めるときは、精神障害者福祉手当認定通知書(別記様式第二号)により、当該申請をした者に通知する。

2 区長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めるときは、精神障害者福祉手当認定申請却下通知書(別記様式第三号)により、当該申請をした者に通知する。

(調査の依頼)

第八条 区長は、必要があると認めるときは、前条の規定による調査を調査依頼書(別記様式第四号)により医師その他適当と認める者に依頼することができる。

(支払期月の特例)

第九条 条例第六条第二項ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 受給資格が消滅したとき。

二 支払時期が経過した後において支払を受けるとき。

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

三 災害、疾病等、区長が特に必要があると認めた事由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

第十条 区長は、条例第八条の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、精神障害者福祉手当受給資格消滅通知書(別記様式第五号)により当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第一号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第十一条 前条ただし書に規定する場合において、その死亡した者に支払うべき精神障害者福祉手当(以下「手当」という。)で、まだその者に支払われていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

(手当の返還請求)

第十二条 条例第九条の規定による手当の返還請求は、精神障害者福祉手当返還請求書(別記様式第六号)により手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第十三条 条例第十条の規定による届出は、精神障害者福祉手当異動届(別記様式第七号)により行わなければならない。

2 条例第十条第三号に規定する規則で定める事項とは、次のとおりとする。

- 一 受給者の氏名の変更
- 二 その他区長が特に必要があると認めた事項

(現況届)

第十四条 受給者は、毎年七月一日から八月三十一日までの間に、精神障害者福祉手当受給者現況届(別記様式第八号)を区長に提出しなければならない。ただし、区長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

(添付書類の省略)

第十五条 区長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

(状況調査)

第十六条 第八条の規定は、条例第十一条の規定による調査の場合に準用する。

(台帳登載)

第十七条 区長は、精神障害者福祉手当受給者台帳(別記様式第九号)を備え、第七条第一項の規定により精神障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

文京区精神障害者福祉手当条例施行規則

付 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。